



# TJ Prannarai

## COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21<sup>st</sup> Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

### タイ国 法律改訂情報 Vol. 34 (2013年10月17日発行)

皆様、こんにちは。今回のタイ国法律改定情報は、「工業省告示:危険物リスト」をお送り致します。

原文は末尾に添付リストがありますが、ページ数が 50 ページ以上となるため、危険物名称と各危険物の分類が掲載されているサイトのアドレスを参考として添付しました。また、今回の告示のみではわかりにくいいため、備考として 1992 年危険物法の第 18 条を抜粋して末尾に追加しております。

2013 年

工業省告示

(ประกาศกระทรวงอุตสาหกรรม ปลาคาร์กคลาสワンอุッサージฮาカム)

危険物リスト

(เรื่อง บัญชีรายชื่อวัตถุอันตราย ルアン バンチーラーイチューワットウアンタラーイ)

1992 年危険物法第 5 条(2) 及び第 18 条(2) に基づく権限により、制定された。当該法令は、個人の権利及び自由を制限する条項を含むが、タイ王国憲法第 29 条、第 33 条、第 41 条、第 43 条及び第 45 条にて、法律の権限により制限できると規定されている。工業大臣は、危険物委員会の承認のもと、以下のとおり告示を公布する。

第1項 次を廃止する。

- (1) 1995年工業省告示「危険物リスト」(1995年2月17日付)
- (2) 2000年工業省告示「危険物リスト(第2版)」(2000年3月20日付)
- (3) 2000年工業省告示「危険物リスト(第3版)」(2000年5月26日付)
- (4) 2001年工業省告示「危険物リスト(第4版)」(2001年10月31日付)
- (5) 2003年工業省告示「危険物リスト(第5版)」(2003年4月10日付)
- (6) 2005年工業省告示「危険物リスト(第3版)」(2005年11月21日付)
- (7) 2006年工業省告示「危険物リスト(第4版)」(2006年1月26日付)
- (8) 2006年工業省告示「危険物リスト(第5版)」(2006年3月27日付)
- (9) 2009年工業省告示「危険物リスト(第6版)」(2009年2月3日付)
- (10) 2010年工業省告示「危険物リスト(第7版)」(2010年9月7日付)
- (11) 2012年工業省告示「危険物リスト(第8版)」(2012年10月2日付)

第2項 危険物名を特定する。本告示末尾の危険物リストに基づき、記載の危険物と名称は異なるが同様の化学式及び属性を有する物質も危険物とみなす。濃度又は用途は問わない。但し、濃度又は条件が規定されている場合を除く。

第3項 第2項に基づく危険物を、危険物第1種、第2種、第3種及び第4種に分類する。

第4項 以下の機関を、1992年危険物法に準拠し危険物管理の実施における担当機関とする。

- (1) 本告示末尾リスト1に基づく危険物の管理担当機関は、農業研究局とする。
- (2) 本告示末尾リスト2に基づく危険物の管理担当機関は、漁業局とする。

- (3) 本告示末尾リスト3に基づく危険物の管理担当機関は、畜産局とする。
- (4) 本告示末尾リスト4に基づく危険物の管理担当機関は、食品・薬品委員会事務局とする。
- (5) 本告示末尾リスト5に基づく危険物の管理担当機関は、工業局とする。
- (6) 本告示末尾リスト6に基づく危険物の管理担当機関は、エネルギー事務局とする。

第5項 第2項に基づく危険物の製造者、輸入者、輸出者又は所有者で、本告示の発効日前に合法的に取扱いを行っている者は、本告示の発効日より30日以内に、第2種の危険物取扱いに関し通知すること、もしくは第3種の危険物に対する許可申請書を提出すること。危険物の登録が必要な場合は、上記の期限内に登録申請書を提出すること。

第6項 本告示の発効日以前に有していた同種の危険物に関する登録証、通知受理書、許可書及びその他取扱いに関する書類は以降も使用できる。その際、国際間の条約及び協定を考慮すること。

以上、官報における告示日の翌日より発効する。

2013年8月28日告示

工業大臣

プラサート・ブンチャイソック

## 【備考】

1992年危険物法により、危険物の管理上の必要性から、危険物が第1種から第4種までの4種類に分類されており、それらの製造、輸出入、所有についての原則・方法、届出・許可取得の要・不要、禁止が規定されている。

危険物を取扱う事業者は、各危険物の分類を把握し、取扱う際の手続きについて確認する必要がある。参考までに、1992年危険物法第18条を、以下に記載する。

第18条 危険物は、管理上の必要性に応じ、以下に分類する。

- (1) 第1種危険物とは、製造、輸出入、所有する場合に、規定の原則及び方法に準拠し取扱う必要がある危険物をいう。
- (2) 第2種危険物とは、製造、輸出入、所有する場合に、担当官への事前通知が必要であり、規定の原則及び方法に準拠し取扱う必要がある危険物をいう。
- (3) 第3種危険物とは、製造、輸出入、所有する場合に、許可証を取得する必要がある危険物をいう。
- (4) 第4種危険物とは、製造、輸出入、所有が禁止されている危険物をいう。

個人、動物、植物、財産及び環境に対する危険を予防及び抑制する上での便宜を図るため、工業大臣は、委員会の承認を得て、危険物の名称又は属性、危険物の種類、有効期限及び当該危険物の管理担当機関を官報にて告示する権限を有する。

\*危険物名及びその分類については、下記のサイトを参照のこと。

<http://www.diw.go.th/hawk/news/announce56.pdf>

翻訳者：高野 香 (TJ Prannarai Communication)

---

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は、11月21日(木)です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたら

下記までご連絡頂けましたら幸いです。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [maeda@tjprannarai.co.th](mailto:maeda@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

## **日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス**

★通訳サービス: 半日から対応が可能です。

日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

★翻訳サービス: EmailもしくはFAXにて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積も

りいたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

**翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ**